

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

埼玉の「酒」を楽しむ観光客増加事業 仕様書（案）

1 業務名

埼玉の「酒」を楽しむ観光客増加事業

2 業務目的

首都圏在住の30代～40代をターゲットに、埼玉県のストーリー性のある酒造を紹介して、実際に現地への訪問を促し、酒や地域の認知や収益に繋げる。

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までの期間とする。

4 委託事業の内容

第3期彩の国DMO戦略に基づき、戦略のターゲットとなる首都圏在住のアクティブな30代～40代に対してリアルイベントやデジタル媒体でのターゲティング広告を通じて埼玉県で日本酒、ワイン、クラフトビール等、多様な酒が製造されていることや、酒造のある地域の観光素材を紹介し、埼玉県の酒の認知と消費増大、地域への観光促進を図る。

- ・ イベント出展
- ・ デジタル媒体を活用しての出展PR
- ・ イベント内でアンケート等を活用したブース来場者調査
- ・ イベント終了後のブース来場者における埼玉県内の動態調査
- ・ デジタル媒体を活用したターゲティング広告

（1）イベント出展

以下のイベントに出展し、埼玉県の酒と観光のPRを行うこと。

- ・ イベント名：GOOD LIFE フェア2025

会期：令和7年9月26日（金）～28日（日）

会場：東京ビッグサイト 西1・2ホール

URL：<https://goodlife-fair.jp/>

出展規模は6小間（※1小間＝3m×3m＝9㎡）※埼玉県物産観光協会にて申込済み。

ア 試飲試食を含めた埼玉県の酒と観光のPR及び、購買ができるブースを企画、制作、設営、撤去を含めた一切の業務を行うこと。なお、イベント期間中の運営については協会職員で行うが、緊急時に対応できるような体制を整えること。

イ ブースは埼玉県の酒と観光に関して感度を上げるようなデザインとし、集客・滞在時間を高め、アンケート参加、購買などのアクションに繋げる内容とすること。

- ウ ブース内にはバックヤード、商談スペースを設けて利便性を高め、効果的な PR が可能な機能を持たせること。
- エ 出展料については協会が支払を行うが、出展料以外の設営、備品等に係る諸費用については、受託者負担とする。
- オ 出展にあたり、イベント主催者の定める規約やマニュアルを参照し、遵守するとともに、協会を含め関係機関との連絡調整、必要な申請、届出を行うこと。
- カ イベント実施に必要なノベルティ、印刷物、資材、設備、輸送、通信、廃棄及びブースの清掃等に係る経費は受託者負担とすること。
- キ イベント終了後、実施内容、来場者数等の実績をまとめ、受託者に報告すること。

(2) デジタル媒体を活用しての出展 PR

- ア Web、SNS、メルマガ等を活用し、首都圏のターゲット層にイベント出展を周知し、来場につながる効果的な PR を実施すること。手法については受託者の提案のうえ、協会と協議の上決定とする。PRに係る諸費用は受託者負担とする。
- イ PRに関する効果測定（PV 等）を行い、結果を報告すること。

(3) イベント内でアンケート等を活用したブース来場者調査

- ア イベントで協会のブース来場者に関するアンケート調査（属性、嗜好等）を行い、データを収集の上、分析し、考察と共に報告すること。
- イ アンケートの手法は受託者の提案のうえ、協会と協議の上決定とする。アンケート実施に必要な費用は委託費に含むものとする。

(4) イベント終了後のブース来場者における埼玉県内の動態調査

- ア 協会ブースへの来場者が実際に PR した酒造、地域を訪問したか、動態データを収集の上、分析し、考察と共に報告すること。
- イ 動態データ収集期間は、イベント終了時から令和 8 年 4 月 20 日（月）までとし、そのうち本業務で受託者がデータ収集、分析する対象期間は、令和 8 年 1 月 31 日（土）とする。その後、協会がデータ収集、分析ができるよう、引き継ぐこと。
- ウ 動態データ収集の手法は受託者の提案のうえ、協会と協議の上決定とする。

(5) デジタル媒体を活用したターゲティング広告

- ア WEB、SNS 等のデジタル媒体を活用し、埼玉県が作成する埼玉県の酒に関する LP について、広告配信を行うこと。インプレッション数等の効果測定をすること。

(6) その他

- ア 当事業実施にあたり発生する費用（交通費、郵送費、通信費等）は全て受託者負担とする。
- イ 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。
- ウ 当事業実施にあたり、必要と考える業務については、発注者と協議の上実行すること。

(7) KPIの設定

本事業の下記項目について目標値を定め、達成に向けた的な手法を提案すること。

- ・ 来場者数
- ・ 動態調査
- ・ 広告のインプレッション数 等

5 報告

(1) 報告

業務の進め方の協議やスケジュール管理・成果等について、常に協会と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、適時進捗状況の報告等ミーティングを行うこと。受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

(2) 提出物

ア 事業実施報告書

毎月の評価及び改善を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

(ア) 項目

- ・ イベント実施内容・結果
- ・ 出展PR内容・結果
- ・ 来場者調査
- ・ 動態調査
- ・ デジタル媒体での広告配信内容・結果
- ・ 検証と考察

(イ) 提出期限

令和8年2月27日(金)

(ウ) 提出先

一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

(エ) 提出方法

- ・ 事業実施報告書 部数 2部
- ・ 上記報告書を記録した電子データ

イ 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体(USB等)で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

(ア) 本事業において取得した写真、画像及び動画データ(但し、協会から提供されたデータを除く。)

(イ) 本事業において制作したロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ(aiデータ等)

(ウ) 事業実施報告書

6 本事業において取得した写真・動画に関する権利の帰属等

(1) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。

- (2) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 本事業で生じる権利関係、著作権等の処理は、受託者の責任及び費用で行うこと。
- (4) 本事業に使用した写真、イラスト、デザイン、および成果物（データ、紙媒体に関わらず写真、イラスト、デザイン、文章、構成、編集等を含む）の著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて発注者に帰属するものとする。埼玉県観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする。ただし、受託者が著作権を有する素材や、第三者から正当に権利を得た素材を使用する場合には、あらかじめ協会と協議の上、成果物としての使用許諾を明確にした上で、当該使用が可能な状態で納品すること。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (6) 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は発注者に返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 発注者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。
- (10) 魅力を高める施策として自由提案があれば記載すること。
- (11) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- (12) 協会が行う他事業においてWeb・SNS・情報誌業務との連携の必要が生じた場合、別途見積にて相談する場合がある。
- (13) 委託事業実施にあたり不測の事態が発生した場合は、速やかに協会に報告し、対策を相談の上、迅速に事態の收拾にあたらなければならない。